



# 埼玉県報

第 2791 号  
平成 28 年(2016 年)  
4 月 19 日  
火曜日

## 目次

### 告示

- 包括外部監査契約に関する告示（改革推進課）
- 自走式照明設備に関する入札公告（入札課）
- 土壤汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定の解除（水環境課）
- 土壤汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定の解除（水環境課）
- 平成 28 年度狩猟免許試験並びに適正試験及び講習の実施（みどり自然課）
- 施設の使用料徴収事務委託（社会福祉課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 荒木郷地裏土地改良区の役員就退任届（加須農林振興センター）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- レーダ式速度測定装置（定置式）に関する入札公告（会計課）
- 県道越谷流山線の区域の変更（越谷県土整備事務所）
- 埼玉県行田浄水場で使用する電気の調達に関する入札不調の公示（水道管理課）
- 埼玉県庄和浄水場で使用する電気の調達に関する入札不調の公示（水道管理課）
- 埼玉県大久保浄水場で使用する電気の調達に関する入札不調の公示（水道管理課）
- 埼玉県新三郷浄水場で使用する電気の調達に関する入札不調の公示（水道管理課）
- 埼玉県吉見浄水場で使用する電気の調達に関する入札不調の公示（水道管理課）
- 埼玉県上赤坂中継ポンプ所で使用する電気の調達に関する入札不調の公示（水道管理課）
- 県立病院の灯油（平成 28 年度 4・5 月分）の購入に関する落札者等の公示（経営管理課）

## 告 示

### 埼玉県告示第五百六十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

平成二十八年四月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 契約の相手方の氏名及び住所

土 屋 文 実 男

埼玉県さいたま市浦和区仲町一丁目十五番十六号千二百四

二 契約の期間の始期

平成二十八年四月一日

三 監査に要する費用の額の算定方法

契約で定める基本費用の額並びに契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算

四 監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出後に一括払とする。ただし、契約で定めるところにより概算払とすることができる。

# 告 示

## 埼玉県告示第五百六十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十八年四月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

自走式照明設備 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 納入期限

平成28年12月9日（金）

### (4) 納入場所

西武園競輪場 走路内（埼玉県所沢市荒幡1215）

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

## 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課総務・物品調達担当 宮下・小松 電話048-830-5780（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年6月30日（木）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年6月29日（水）午後4時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年6月30日（木）午前10時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部入札課 平成28年6月30日（木）午前10時10分

#### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成28年6月7日（火）午後4時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成28年5月6日（金）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

## 5 Summary

(1) Name and Quantity of the Products to Be Purchased:

Self-propulsion Lighting Installation

(2) Place and Date/Time Tendering and Bid Opening Will Be Held:

Place: Bidding Services Division,  
Department of General Affairs  
Saitama Prefectural Government  
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,  
Saitama-ken 330-9301  
Japan

Date/Time: Thursday, June 30, 2016, 10:00 a.m.

(3) Mailing Address and Deadline for Submissions (Registered Mail Only):

Address: General Affairs • Supplies Procurement Group,  
Bidding Services Division  
Department of General Affairs  
Saitama Prefectural Government  
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,  
Saitama-ken 330-9301  
Japan

By Registered Mail: Must be received by 4:00 p.m., June 29, 2016

In Person: Must be received by 10:00 a.m., June 30, 2016

## 告 示

### 埼玉県告示第五百六十六号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、平成二十七年埼玉県告示第五百七十六号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

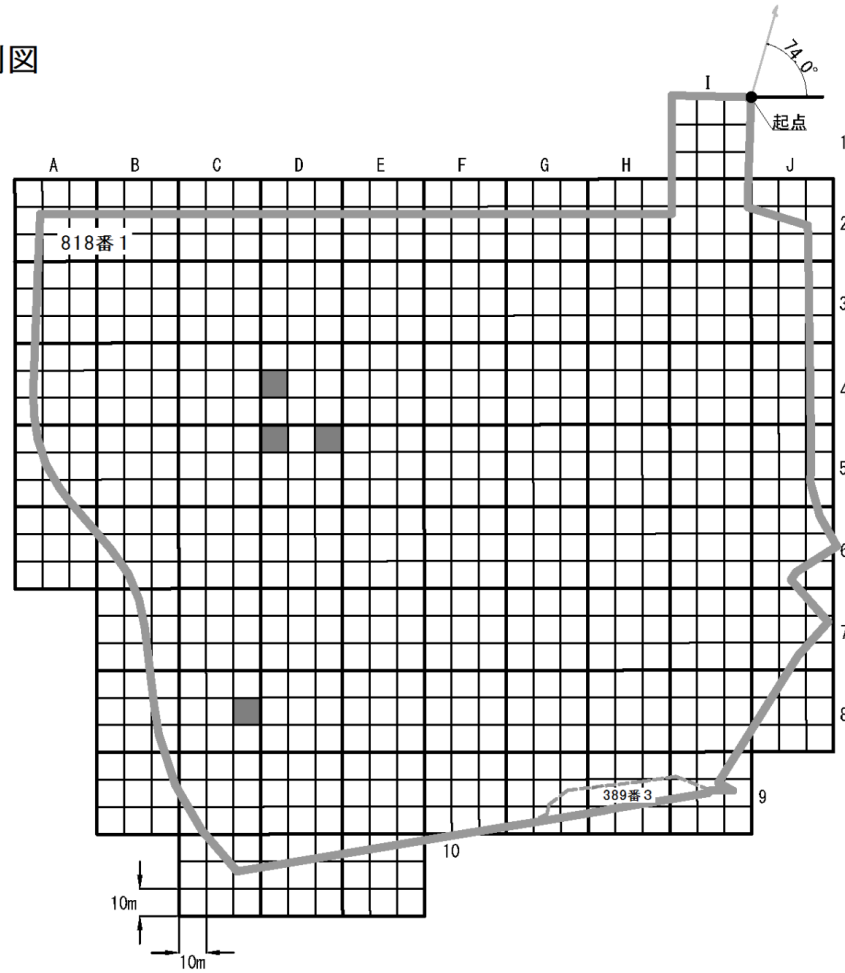
平成二十八年四月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 要措置区域としての指定を解除する区域  
別図のとおり（埼玉県北足立郡伊奈町大字小室字大山八百十八番一の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
六価クロム化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
- 三 講じられた指示措置等  
基準不適合土壤の掘削による除去



別図



起点  
起点は北足立郡伊奈町大字小室字大山818番1  
旧がんセンターの敷地の最北端とする。

格子の回転角度 74.0°

- 解除する区域
- 敷地境界
- - 地番境界

# 告 示

## 埼玉県告示第五百六十七号

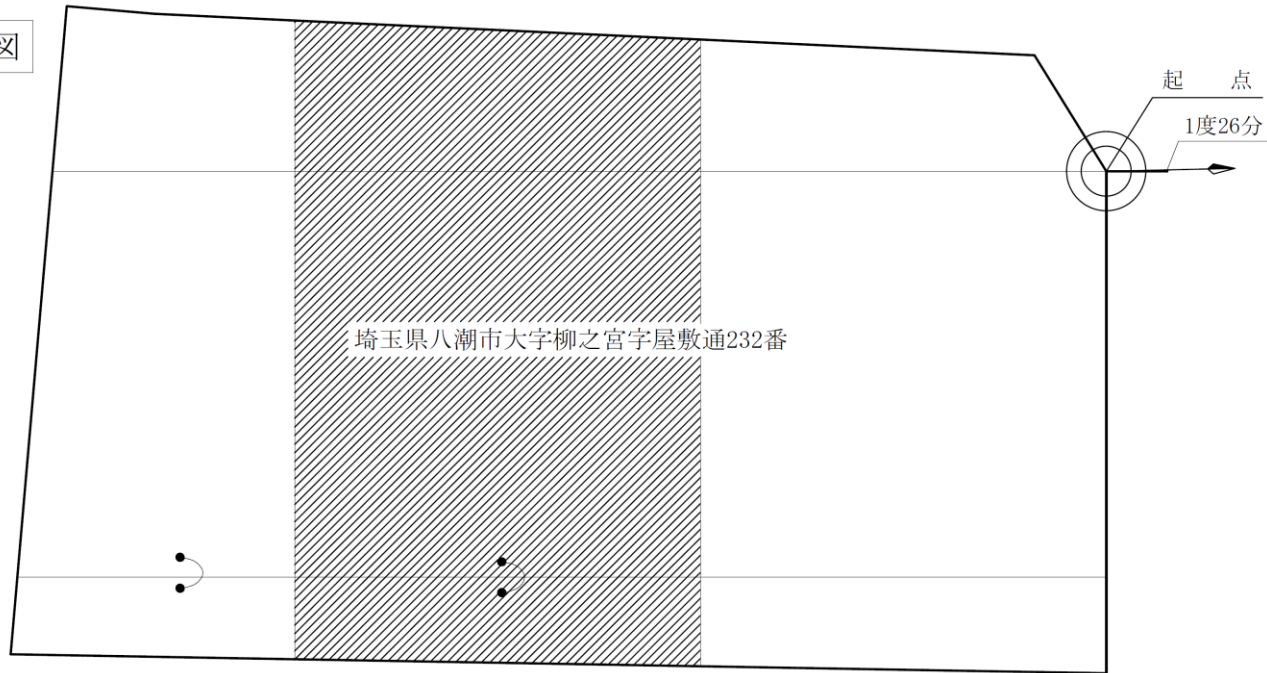
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、平成二十八年埼玉県告示第二百十七号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

平成二十八年四月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 要措置区域としての指定を解除する区域  
別図のとおり（埼玉県八潮市大字柳之宮字屋敷通二百三十二番の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
テトラクロロエチレン
- 三 講じられた汚染の除去等の措置  
基準不適合土壌の掘削による除去

別 図



【起 点】

起点は、八潮市大字柳之宮字屋敷通232番の最北端とする。


【格子の回転角度】 1度26分


格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

【凡 例】

—— 調査対象地・筆境界

----- 単位区画

 要措置区域の指定を解除する区画

 区画統合

# 告示

## 埼玉県告示第五百六十八号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第四十一条の狩猟免許試験並びに法第五十一条第二項の適性試験及び同条第四項の講習を次のとおり実施する。

平成二十八年四月十九日

埼玉県知事 上田 清 司

### 一 狩猟免許試験

イ 免許の区分、試験の期日及び会場並びに狩猟免許申請書の提出期限

| 免許の区分              | 期 日             | 会 場         | 提出期限           |
|--------------------|-----------------|-------------|----------------|
| 網猟、わな猟、第一種銃猟、第二種銃猟 | 平成二十八年七月三十日（土）  | 東松山市民文化センター | 平成二十八年七月十四日（木） |
| 網猟、わな猟、第一種銃猟、第二種銃猟 | 平成二十八年八月二十八日（日） | 東松山市民文化センター | 平成二十八年八月十二日（金） |
| 網猟、わな猟、第一種銃猟、第二種銃猟 | 平成二十八年九月十六日（金）  | ウエスタ川越      | 平成二十八年九月一日（木）  |
| わな猟                | 平成二十九年一月二十八日（土） | ウエスタ川越      | 平成二十九年一月十三日（金） |

### ロ 受験資格

試験当日において、次の(1)及び(2)に該当する者

- (1) 県内に住所を有する者
- (2) 法第四十条各号のいずれにも該当しない者

### ハ 狩猟免許申請書の提出先

受験者の住所を管轄する環境管理事務所

### ニ 提出書類

- (1) 狩猟免許申請書

- (2) 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・

〇センチメートル、横二・四センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）一枚

(3) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し

(4) 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けていない者にあつては、その者が法第四十条第二号から第四号までの規定に該当しないことについての医師の診断書

ホ 狩猟免許申請手数料

五千二百円（法第四十九条第一号に掲げる者にあつては三千九百円）相当額の埼玉県収入証紙を狩猟免許申請書に貼り付けて納付すること。

へ 試験の方法

(1) 試験は、次に掲げる科目について行う。

| 区分   | 科 目  |
|------|--|
| 適性試験 | 視力<br>聴力<br>運動能力   |
| 知識試験 | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令<br>猟具<br>鳥獣<br>鳥獣の保護及び管理  |
| 技能試験 | 網猟免許にあつては、猟具の判別及び取扱い並びに鳥獣の判別能力<br>わな猟免許にあつては、猟具の判別及び取扱い並びに獣類の判別能力<br>第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許にあつては、猟具の取扱い、距離の目測及び鳥獣の判別能力 |

(2) 技能試験は、適性試験及び知識試験の合格者に対して行う。

(3) 法第四十九条第一号に該当する者については、知識試験のうち、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理に係るものを免除する。

ト 狩猟免許申請書の配布

狩猟免許申請書は、各環境管理事務所において、平成二十八年六月一日から

配布する。

チ その他

受験者が申し込んだ試験会場が定員に達しているときは、別の期日及び会場を指定することがある。

二 狩猟免許の更新を受けようとする者の適性試験及び講習

イ 適性試験及び講習の期日及び会場並びに免許更新申請書の提出期限

| 期 日            | 会 場              | 提出期限               |
|----------------|------------------|--------------------|
| 平成二十八年七月十日（日）  | さいたま市民<br>会館いわつき | 平成二十八年七月一日（金）      |
| 平成二十八年七月二十日（水） | 深谷市花園文<br>化会館    | 平成二十八年七月十二日<br>（火） |
| 平成二十八年八月九日（火）  | 秩父地方庁舎           | 平成二十八年八月二日（火）      |
| 平成二十八年八月十七日（水） | 川越南文化会<br>館      | 平成二十八年八月九日（火）      |

ロ 対象者

次の(1)及び(2)に該当する者

(1) 県内に住所を有する者

(2) 平成二十八年九月十四日に有効期限が満了となる狩猟免許を受けている者

ハ 狩猟免許更新申請書の提出先

狩猟免許の更新を受けようとする者の住所地在を管轄する環境管理事務所

ニ 提出書類

(1) 狩猟免許更新申請書

(2) 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・

〇センチメートル、横二・四センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）一枚

(3) 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し

(4) 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けていない者にあつては、その者が法第四十条第二号から第四号までの規定に

該当しないことについての医師の診断書

ホ 狩猟免許更新申請手数料

二千九百円相当額の埼玉県収入証紙を狩猟免許更新申請書に貼り付けて納付すること。

へ 適性試験及び講習の科目

| 区分   | 科目  |
|------|---|
| 適性試験 | 視力<br>聴力<br>運動能力                                  |
| 講習   | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令<br>猟具<br>鳥獣<br>鳥獣の保護及び管理 |

ト 狩猟免許更新申請書の配布

狩猟免許更新申請書は、各環境管理事務所において、平成二十八年六月一日から配布する。

チ その他

申請者が申し込んだ適性試験及び講習の会場が定員に達しているときは、別の期日及び会場を指定することがある。

# 告示

## 埼玉県告示第五百六十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設の使用料及び手数料の徴収事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表下欄に掲げる期間委託した。

平成二十八年四月十九日

埼玉県知事 上田清司

| 施設等の名称   | 受託者の住所、名称及び代表者氏名   | 委託期間                                       |
|--|--|--|
| 埼玉県立嵐山郷<br>埼玉県立皆光園障害者<br>歯科診療所<br>埼玉県立あさか向陽園<br>障害者歯科診療所<br>埼玉県立そうか光生園<br>障害者歯科診療所<br>埼玉県障害者交流セン<br>ター及び同施設の附属<br>設備 | 埼玉県比企郡嵐山町古里千八百四十八<br>番地<br>社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団<br>理事長 平塚 正敏 | 平成二十八年<br>四月一日から<br>平成二十九年<br>三月三十一日<br>まで |



## 告 示

### 埼玉県告示第五百七十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年四月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン狭山店

埼玉県狭山市大字上奥富字上川原千二百二十六―一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

駐車場の混雑時は、周辺道路における迷惑駐車や交通渋滞が発生しないよう、交通誘導員の配置等により来店者のスムーズな誘導に努めていただきますようお願いいたします。

#### 二 縦覧期間

平成二十八年四月十九日から平成二十八年五月十九日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

## 告示

### 埼玉県告示第五百七十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年四月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームプラザナフコ北加須店

埼玉県加須市柳生字新田三百二

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 当該地域住民への、好ましくない影響（交通量や騒音の増大など）について、充分に対策を検討し、地域の生活環境の保護に努めていただきたい。
- (2) 建設工事にあたって、騒音規制法、振動規制法に基づく特定建設作業の届け出や加須市建造物等によるテレビ電波障害に関する指導要綱に基づく手続きを適正に行っていたいただきたい。
- (3) 騒音・振動について、関係法令の規制・基準等を遵守し、近隣住民の生活環境に影響がないよう配慮すること（特に住宅近くに設置される騒音・振動発生源について、十分な対策を願いたい）。
- (4) 一般車両に対するアイドリングストップの周知、前向き駐車への励行、クラクション抑制を促す措置を図っていただきたい。
- (5) 荷捌き車両に対するアイドリングストップ・夜間の積み下ろし作業の自粛等の措置を図ること。
- (6) 夜間照明について、近隣住民の生活環境に影響がないよう配慮していただきたい。
- (7) 近隣住民から騒音振動等の苦情が発生した場合、適切な対応をお願いしたい。
- (8) 青少年の非行防止及び夜間、青少年の溜まり場にならないように、従業員（警備員）による施設内の定期的な巡回並びに声かけをしていただきたい。
- (9) 適正な交通整理員の配置をお願いしたい。特に、県道南側からの来店車両と県道北側への退店車両の交差点（敷地北側・県道上）箇所における安全確保及び交通誘導を行っていただきたい。
- (10) 店舗所在申請地は通学路に指定されている場所であり、北川辺西小学校児

童と北川辺中学校生徒が通行するため、登下校時はもとより、下校後及び土日を含めた休日の児童生徒の通行にも十分配慮するようお願いしたい。

(11) 周辺の農業地域に悪影響を及ぼさないように十分な配慮をしていただきたい。

(12) 加須市商工会へ加入し、地域事業者の一員として地域経済の活性化に努めていただきたい。

(13) 従業員等を雇用する際には、加須市民の積極的な採用に努めていただきたい。

## 二 縦覧期間

平成二十八年四月十九日から平成二十八年五月十九日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

# 告示

## 埼玉県告示第五百七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、  
荒木郷地裏土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名  
及び住所について、次のとおり届け出があった。

平成二十八年四月十九日

埼玉県知事 上田清司

### 一 就任

| 職名 | 氏名    | 住所                 |
|----|-------|--------------------|
| 理事 | 野村正幸  | 埼玉県行田市大字荒木三千六百十五番地 |
| 同  | 佐藤榮一  | 同 同 同 三千五百五十六番地    |
| 同  | 松村幸雄  | 同 同 同 三千六百二十二番地    |
| 同  | 井ノ山竹男 | 同 同 同 三千五百八十番地二    |
| 同  | 野口忠義  | 同 同 同 三千五百八十三番地    |
| 同  | 北岡一   | 同 同 同 三千五百七十番地     |
| 同  | 北岡健一  | 同 同 同 千九百十三番地二     |
| 同  | 北岡孝一  | 同 同 同 三千五百八十一番地    |
| 同  | 野口誠一  | 同 同 同 三千六百三十四番地四   |
| 同  | 園部弘行  | 同 同 同 須加八百七十五番地    |
| 同  | 鎗田榮   | 同 同 同 荒木三千五百四十五番地  |
| 同  | 北岡秀雄  | 同 同 同 三千六百三十番地     |
| 同  | 野口洋   | 同 同 同 三千六百二十九番地一   |
| 同  | 片柳三郎  | 同 同 同 五千四百一十一番地    |
| 同  | 武井修   | 同 同 同 二千三百二十七番地二   |
| 同  | 高澤進   | 同 同 同 千五百二十三番地二    |
| 同  | 木元庸夫  | 同 同 同 二千十三番地       |
| 同  | 石田雄一  | 同 同 同 千九百五十四番地     |
| 同  | 間々田英治 | 同 同 同 千六百二番地       |
| 監事 | 木元紘一  | 同 同 同 千九百九十番地一     |
| 同  | 園部修   | 同 同 同 須加四千百一十一番地   |
| 同  | 川嶋春夫  | 同 同 同 荒木五千百八十一番地一  |

### 二 退任

| 職名 | 氏名   | 住所                 |
|----|------|--------------------|
| 理事 | 野村正幸 | 埼玉県行田市大字荒木三千六百十五番地 |



# 告 示

## 埼玉県告示第五百七十三号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十八年四月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 許可番号

第二〇〇七―三一―一号

### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県日高市大字下大谷沢字宮ノ前八十五番一 外八筆

### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千六百四十立方メートル

# 告 示

## 埼玉県告示第五百七十四号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十八年四月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 許可番号

第二〇一三―三二―一号

### 二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県日高市大字田木字新上原四百七十三番二 外七筆

### 三 雨水流抑制施設の容量

容量 千九百九十立方メートル

## 告 示

### 埼玉県告示第五百七十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十八年四月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司



## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

レーダ式速度測定装置（定置式） 17式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 納入期限

平成29年2月28日（火）

### (4) 納入場所

埼玉県警察本部交通部交通指導課長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、上記(1)の物品の総額を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部  
総務部財務局会計課調度第一係 矢嶋 電話048-832-0110（内線2245）

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年6月1日（水）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年5月31日（火）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年6月1日（水）午前10時30分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成28年6月1日（水）午前10時40分

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則

第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成28年5月23日(月)午後5時までに提出し、競争入札参加資格(上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。)の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成28年5月6日(金)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Speed Measuring Radar Device (Stationary) 17 sets
- (2) Time - limit for tender:By the electronic tender system;10:30 a.m. June 1,2016 By mail;5:00 p.m. May 31,2016 In person;10:30 a.m. June 1,2016
- (3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2245

## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年四月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月十九日

埼玉県越谷県土整備事務所長 細 田 哲 也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 越谷流山線
- 三 道路の区域

| 新 B  | 旧 B | 新 A                                       | 旧 A | 旧<br>新<br>別      |
|--|-----|---|-----|------------------|
| 割一四二番一地先まで<br>地先から同市田中新田字中ノ<br>三郷市早稲田八丁目一三番八                 |     | 三郷市早稲田八丁目一三番八<br>地先から同市早稲田一丁目一<br>○番四地先まで |     | 区<br>間           |
| 六・六〇ゝ<br>六三・四〇   |     | 六・六〇ゝ<br>三四・三〇                            |     | 敷地の幅員<br>(メートル)  |
| 一四五二・四二  |     | 二五七八・九二                                   |     | 延<br>長<br>(メートル) |
| 平成二十七年八月二十一日<br>付け埼玉県告示第二千七百<br>二十四号で告示した道路予<br>定区域の一部変更である。 |     |   |     |                  |
| 備<br>考   |     |   |     |                  |

# 告 示

## 埼玉県公営企業告示第十七号

平成二十八年二月九日埼玉県公営企業告示第九号（埼玉県行田浄水場で使用する電気の調達に関する入札公告）は、不調とする。

平成二十八年四月十九日

埼玉県公営企業管理者 奥 野 立

# 告 示

## 埼玉県公営企業告示第十八号

平成二十八年二月九日埼玉県公営企業告示第八号（埼玉県庄和浄水場で使用する電気の調達に関する入札公告）は、不調とする。

平成二十八年四月十九日

埼玉県公営企業管理者 奥 野 立



# 告 示

## 埼玉県公営企業告示第十九号

平成二十八年二月九日埼玉県公営企業告示第七号（埼玉県大久保浄水場で使用する電気の調達に関する入札公告）は、不調とする。

平成二十八年四月十九日

埼玉県公営企業管理者 奥 野 立

# 告 示

## 埼玉県公営企業告示第二十号

平成二十八年二月九日埼玉県公営企業告示第十号（埼玉県新三郷浄水場で使用する電気の調達に関する入札公告）は、不調とする。

平成二十八年四月十九日

埼玉県公営企業管理者 奥 野 立

# 告 示

## 埼玉県公営企業告示第二十一号

平成二十八年二月九日埼玉県公営企業告示第十一号（埼玉県吉見浄水場で使用する電気の調達に関する入札公告）は、不調とする。

平成二十八年四月十九日

埼玉県公営企業管理者 奥 野 立

# 告 示

## 埼玉県公営企業告示第二十二号

平成二十八年二月九日埼玉県公営企業告示第十二号（埼玉県上赤坂中継ポンプ所で使用する電気の調達に関する入札公告）は、不調とする。

平成二十八年四月十九日

埼玉県公営企業管理者 奥 野 立

# 告 示

## 埼玉県病院事業告示第十号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年四月十九日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入等件名及び数量  
灯油 JIS 1号 93,600リットル
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - (1)埼玉県立循環器・呼吸器病センター事務局管財担当  
埼玉県熊谷市板井 1696 番地
  - (2)埼玉県立精神医療センター事務局管財担当  
埼玉県北足立郡伊奈町小室 818 番地 2
- 3 落札者を決定した日  
平成 28 年 3 月 30 日
- 4 落札者の氏名及び住所  
有限会社ニューオイル  
埼玉県志木市本町一丁目 6 番 15 号
- 5 落札金額  
36.4 円 (1 リットル当たり単価)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成 28 年 3 月 29 日